

2021年6月3日
16時00分～18時00分

自主規制モニター会議 次第

開会：16時00分

1	自主規制の活動報告（年次報告）
	（1）品質管理レビュー制度
	（2）個別事案審査制度
	（3）審査申立て制度
2	質疑応答・意見交換・助言
3	自主規制の活動報告（トピック）
	（1）継続的専門研修制度における不適切事案への対応 （2）行政処分勧告対象監査事務所への対応
4	質疑応答・意見交換・助言
5	まとめ

その他

6	前回の会則等の制定・改廃に係る求意見案件に関するその後の状況
---	--------------------------------

閉会：18時00分

会議資料

資料No.	資料
1 ^{※1}	品質管理レビュー制度 2020 年度年次報告
2 ^{※2}	個別事案審査制度の活動概要（2020 年度版サマリー）
3 - 1 ^{※3}	継続的専門研修制度における不適切事案への対応について
3 - 2	CPE制度の在り方検討プロジェクトチームについて
4 ^{※3}	行政処分勧告対象監査事務所への対応について

※1 本資料に関連する『2020 年度品質管理レビューの概要』、『2020 年度品質管理レビューの概要（資料編）』及び『2020 年度品質管理レビュー事例解説集』が 2021 年 6 月 25 日付けで当協会ウェブサイトに公表されましたので併せてご参照ください。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210625e.jb.html

※2 本資料に関連する『個別事案審査制度の活動概要（2020 年度）』が 2021 年 6 月 25 日付けで当協会ウェブサイトに公表されましたので併せてご参照ください。

URL : https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210625d.ja.html

※3 会則第 111 条第 4 項ただし書により非公表とされています。

品質管理レビュー制度 2020 年度年次報告

I. 対象期間

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

※ 品質管理レビューの実施結果については、2020 年 5 月から 2021 年 4 月までに品質管理委員会で審議・決定したものを 2020 年度の実績として取り扱っている。

II. 品質管理レビュー制度の運営状況

※ 2020 年度から 2019 年会則変更による変更後の制度の運用を開始

1. 2020 年度の重点的実施項目（※下線は 2020 年度の新設項目）

(1) 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況

- ・ 監査業務の品質を重視する風土
- ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
- ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ・ 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーションの管理）
- ・ 監査上の主要な検討事項に関する対応等
- ・ 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

(2) 個別業務における監査の実施状況

- ・ 会計上の見積りの監査
- ・ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
- ・ グループ監査の手続
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
- ・ 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

2. 新型コロナウイルス感染症の影響下における対応

- レビューの手続は緩和せず、制度上認められる範囲での見直し・工夫により対応
 - ・ 年次計画の見直し（リスクの程度等を勘案し、一部の監査事務所のレビューを先送り）
 - ・ リモートによるレビュー、往査日程の振替え など
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」（2020 年 3 月以降、当協会が順次公表）の手続への反映、監査事務所の最高経営責任者等への当該留意事項に係る対応状況のヒアリング等の実施

3. 実施状況（単位：監査事務所）

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所の内訳	
			通常レビュー 実施監査事務所	改善状況の確認(注 2) 実施監査事務所
登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	5(5)	2(2)	-(3)
	上場会社監査数 20～99 社	8(8)	3(2)	1(3)
	上場会社監査数 10～19 社	13(14)	3(7)	4(4)
	上場会社監査数 10 社未満	110(104)	30(44)	8(23)

	計	136(131)	38(55)	13(33)
	その他の監査事務所(注3)	70(59)	18(29)	-(11)
	合計	206(190)	56(注4)(84)	13(44)

(注1) ()は 2019 年度の監査事務所数（「改善状況の確認実施監査事務所」欄には、参考としてフォローアップ・レビュー（制度変更により廃止）を実施した監査事務所の数に記載）

(注2) 通常レビューにおいて発見された改善勧告事項に対する改善措置の状況を確認するために通常レビューの一環として行う手続

(注3) 「その他の監査事務所」は、登録事務所（上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿（以下「上場会社監査事務所名簿等」という。）に登録されている監査事務所をいう。）以外の監査事務所

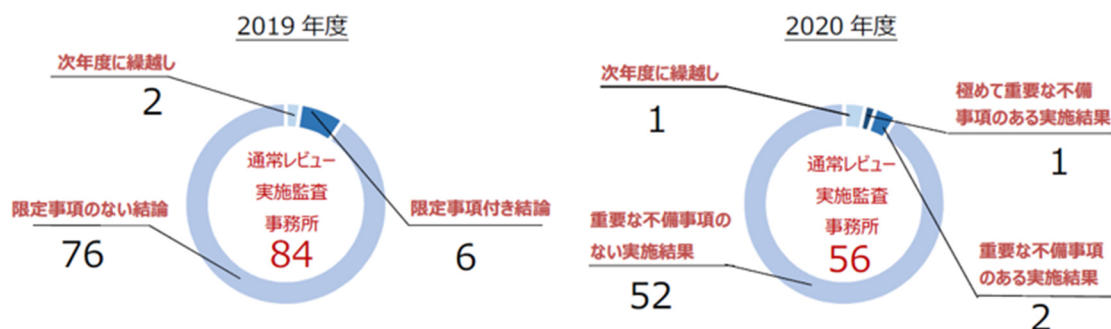
(注4) 2021 年 3 月 12 日会議報告時から 1 監査事務所減少（実施年度の延期）

- 2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するなど、一部の監査事務所についてレビューの実施頻度を伸長したこともあり、実施監査事務所数が減少した。
- 実施頻度を短縮（前回のレビューから 3 年経過せず実施）した監査事務所は 5、伸長（前回のレビューから 3 年経過したが次年度以降に先送り）した監査事務所は 29 あった。
- 上記表に記載のほか、監査事務所の合併又は監査人の交代により、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適時に確認する必要があると認められた 7 監査事務所に対し、特別レビューを実施した。（いずれも重要な不備事項のない実施結果）

4. 実施結果（単位：監査事務所）

(1) 通常レビュー

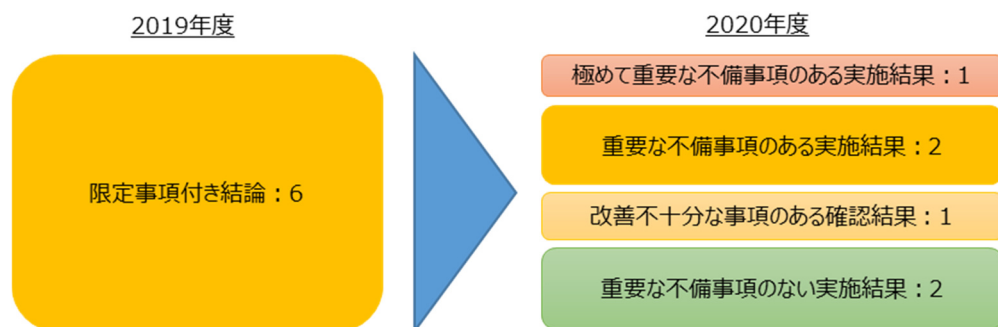
① 実施結果



(注1) 2021 年 3 月 12 日会議報告後の実績は 19 件（3 月：12 件、4 月：7 件）であり、結果、1 監査事務所を残し、全て実施済み。

(注2) 2019 年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が 2020 年度に繰り越された 2 監査事務所の結論は、「限定事項のない結論」が 1 監査事務所、「限定事項付き結論」が 1 監査事務所であった。

【2019 年度に限定事項付き結論となった監査事務所の 2020 年度における状況】



- 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果が表明された監査事務所は、根本的な原因（監査品質を重視する風土が醸成されていない、監査事務所の最高経営責任者としての当事者意識が欠如している、組織的な監査のための体制整備の必要性に対する最高経営責任者の認識が不足している等）から、監査事務所としての品質管理に不備（監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、定期的な検証を実施していない等）があることが共通している。
- その結果として、個別業務においても、会計上の見積りの監査、不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

		実施結果等の種類別の内訳（注2）									
		重要な不備事項のない実施結果		重要な不備事項のある実施結果		極めて重要な不備事項のある実施結果		繰越監査事務所		合計	
登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	2	(2)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(2)
	上場会社監査数 20～99 社	3	(2)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	3	(2)
	上場会社監査数 10～19 社	3	(6)	-	(-)	-	(1)	-	(-)	3	(7)
	上場会社監査数 10 社未満	30	(40)	-	(2)	-	(-)	-	(2)	30	(44)
	計	38	(50)	-	(2)	-	(1)	-	(2)	38	(55)
その他の監査事務所		14	(26)	2	(1)	1	(2)	1	(-)	18	(29)
合計		52	(76)	2	(3)	1	(3)	1	(2)	56	(84)

(注1) ()は 2019 年度の監査事務所数

(注2) 「実施結果等の種類別の内訳」の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」欄の () は、それぞれ 2019 年度における「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論及び極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」の監査事務所数

② 重点的実施項目に係る改善勧告の状況

【監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況】

重点的実施項目	2019 年度	2020 年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	3	2
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	3	2
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1	4
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)	3	0
5. 監査上の主要な検討事項に関する対応等	-	0
6. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	-	4

※ 複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

【個別業務における監査の実施状況】

重点的実施項目	2019 年度	2020 年度
1. 会計上の見積りの監査	32	17
2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応		
・職業的懐疑心	3	2
・収益認識	19	16

・経営者による内部統制を無効化するリスク	46	15
3. グループ監査の手続	3	2
4. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査	-	3
5. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続	-	1

※ 複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

③ 通常レビューにおける改善勧告の状況

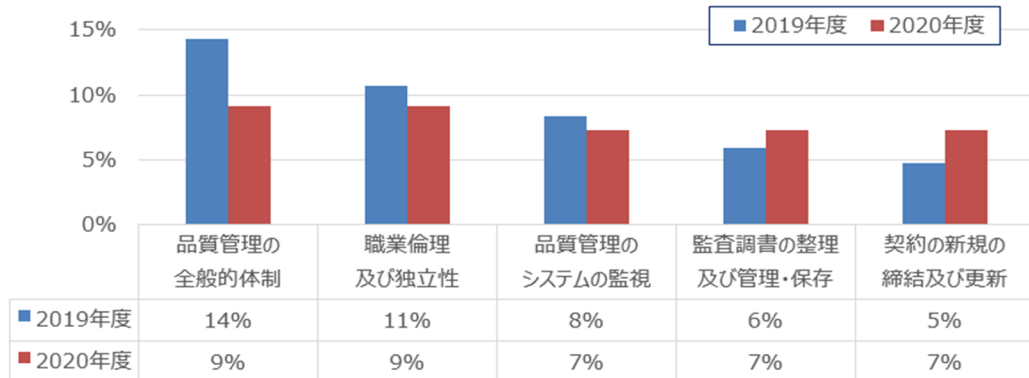
※ 具体的な改善勧告事例は「2020 年度品質管理レビュー事例解説集」にて公表予定

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した 監査業務数
	監査事務所における品質管理	監査業務における品質管理	計		うち改善勧告事項が生じた事務所数	
2019 年度	67	502	569	84	79	187
2020 年度	39	299	338	57	56	148

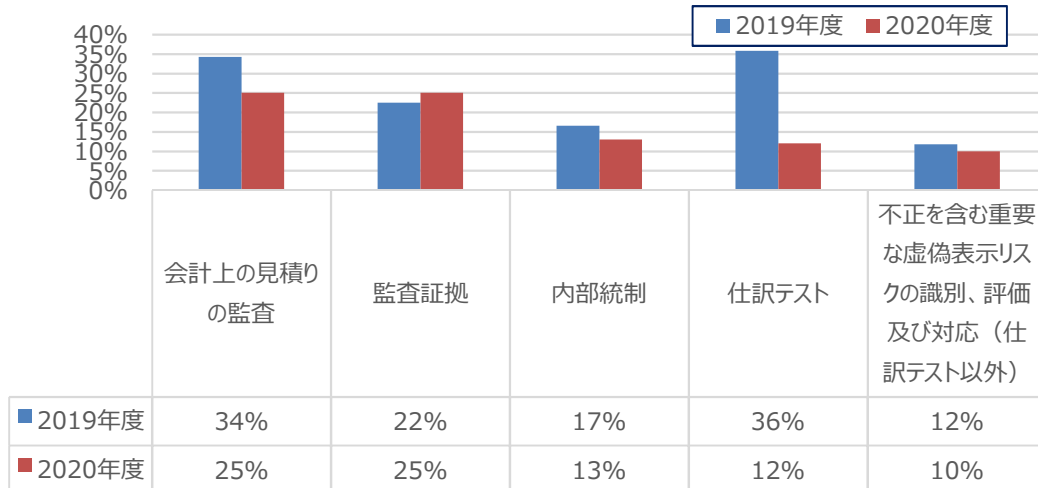
(注) 2019 年度欄に含めている 2018 年度からの 2 繰越監査事務所は、いずれも改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所における品質管理」が 3 件、「監査業務における品質管理」が 42 件あり、選定した監査業務数は 8 業務ある。また、2020 年度欄に含めている 2019 年度からの 2 繰越監査事務所は、いずれも改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所における品質管理」が 1 件、「監査業務における品質管理」が 14 件あり、選定した監査業務数は 3 業務ある。

ア 「監査事務所における品質管理」に係る発生割合の高い改善勧告事項



(注) 「改善勧告事項数の発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

イ 「監査業務における品質管理」に係る発生割合の高い改善勧告事項



(注) 「発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

(2) 改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

		確認結果の内訳		
		改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	合計
登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	-	-	-
	上場会社監査数 20~99 社	1	-	1
	上場会社監査数 10~19 社	3	1	4
	上場会社監査数 10 社未満	6	2	8
	計	10	3	13
その他の監査事務所		-	-	-
合計		10	3	13

(注) 2021 年 3 月 12 日議報告後の実績は 10 件（3 月：6 件、4 月：4 件）であり、2020 年度に計画した全ての監査事務所に対して実施済み。

② 書面による確認

2019 年度の品質管理レビューにおいて改善勧告を受けた監査事務所のうち、2020 年度における通常レビュー又は改善状況の確認の実施対象でない監査事務所については、書面により改善措置の状況の確認を行った。その結果、1 監査事務所除き（実施頻度を短縮し、2021 年度に通常レビューを実施予定）、改善不十分の懸念は認められなかった。

5. 品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況

監査事務所ごとの品質管理レビューの実施結果と措置の関係				
品質管理レビューの実施結果	措置	2018 年度	2019 年度	2020 年度
極めて重要な不備事項のある実	辞退勧告	2	-	1

実施結果	辞退勧告(改善不十分)	2	1	-
	嚴重注意	-	2	-
	小計	4	3	1
重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	-	-	1
	辞退勧告(改善不十分)	-	-	1
	嚴重注意	-	-	1
	注意	2	3	-
	小計	2	3	3
重要な不備事項のない実施結果 における改善勧告事項	注意(改善不十分)	5	5	2
合計		11	11	6

(注1) 複数の措置を受けた監査事務所は最も重い措置に区分

(注2) 2018年度及び2019年度の「極めて重要な不備事項のある実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」及び「重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項」の欄には、それぞれ「否定的結論及び極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」、「限定事項付き結論」及び「限定事項のない結論における改善勧告事項」の措置を受けた監査事務所数を記載

(注3) 「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、改善状況の確認において、監査事務所の改善措置が不十分であったことにより決定される措置

(注4) 上記表中以外に、前年度から繰り越された監査事務所のうち、措置が決定された監査事務所数が、2018年度に1監査事務所、2019年度に1監査事務所、2020年度に2監査事務所ある。品質管理レビューの結論及び措置は、2018年度が「限定事項のない結論及び注意(改善不十分)」、2019年度が「限定事項付き結論及び注意」、2020年度が「限定事項のない結論及び注意(改善不十分)」と「限定事項付き結論及び注意」である。

III. 上場会社監査事務所登録制度の状況

1. 上場会社監査事務所名簿等の登録状況

(2021年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
本登録事務所	119事務所	8事務所	127事務所
準登録事務所	9事務所	4事務所	13事務所
登録事務所計	128事務所	12事務所	140事務所

(注1) 本登録事務所は上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所を、準登録事務所は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。

(注2) 2020年度中に新たに登録事務所となった監査事務所は18、上場会社との監査契約を全て解除したこと等により登録を抹消された監査事務所は14あった。

(注3) 2020年度において、登録不可とされた監査事務所はない。

(注4) 2020年度において、品質管理レビューの実施結果により、上場会社監査事務所登録名簿等の登録に関する措置として、登録が取り消された監査事務所はない。

2. 準登録事務所名簿への登録審査の厳格化

2020年度から、準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施前監査事務所)への登録を申請した監査事務所に対して深度ある審査を実施するため、従前の書類審査又は面談による審査から、レビューチームによる監査事務所の品質管理の体制の調査及び指導の結果を踏まえた審査に改めた。レビューチームによる主な指導の内容は以下のとおり。

- ・ 品質管理関連規程及びマニュアル類の整備
- ・ 上場会社の監査を実施するための十分な人的資源の確保

- ・ 業務執行社員のローテーション計画の整備
- ・ 特定の依頼人（契約予定の上場会社）に対する報酬依存度への対応
- ・ 受嘱予定監査業務の監査リスクの評価

3. 審査申立ての状況

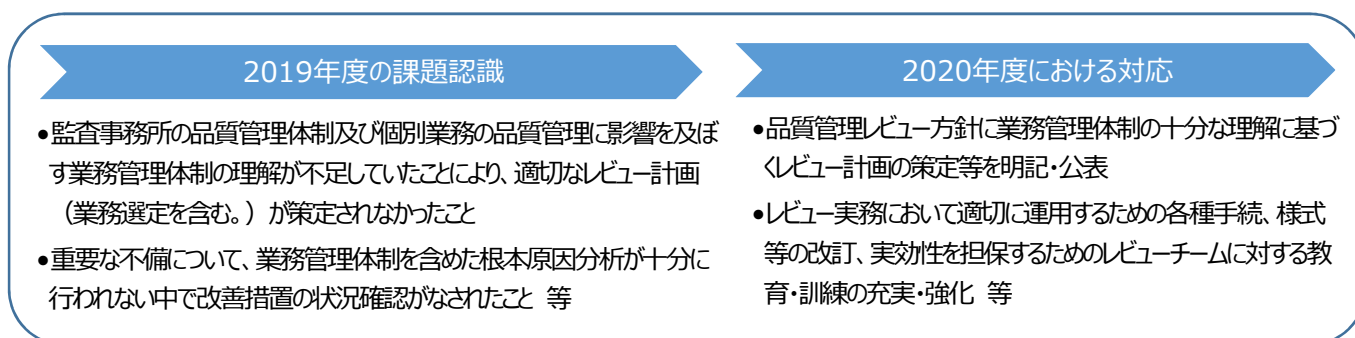
2020 年度において、上場会社監査事務所名簿等への登録又は登録に関する措置に関して、新たに適正手続等審査会に審査申立てをした監査事務所はない。

なお、2018 年度から旧上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の審査に付されていた 2 監査事務所に係る案件については、2019 年 10 月 1 日において適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされており、2020 年度において結論は議決されていない。

IV. 公認会計士・監査審査会との連携

1. 事例分析を通じたレビューの振返り

品質管理レビューの一層の機能向上に資するため、モニタリングを受けている公認会計士・監査審査会と定期的の実務担当者レベルの検討会を行い、特定の事例の分析を通じて、品質管理レビューにおける課題及びこれへの対応を取りまとめ、翌年度以降のレビューに繋げる取組を行っている。



2. 品質管理レビュー制度及び公認会計士・監査審査会による検査の制度の関係に係る意見交換

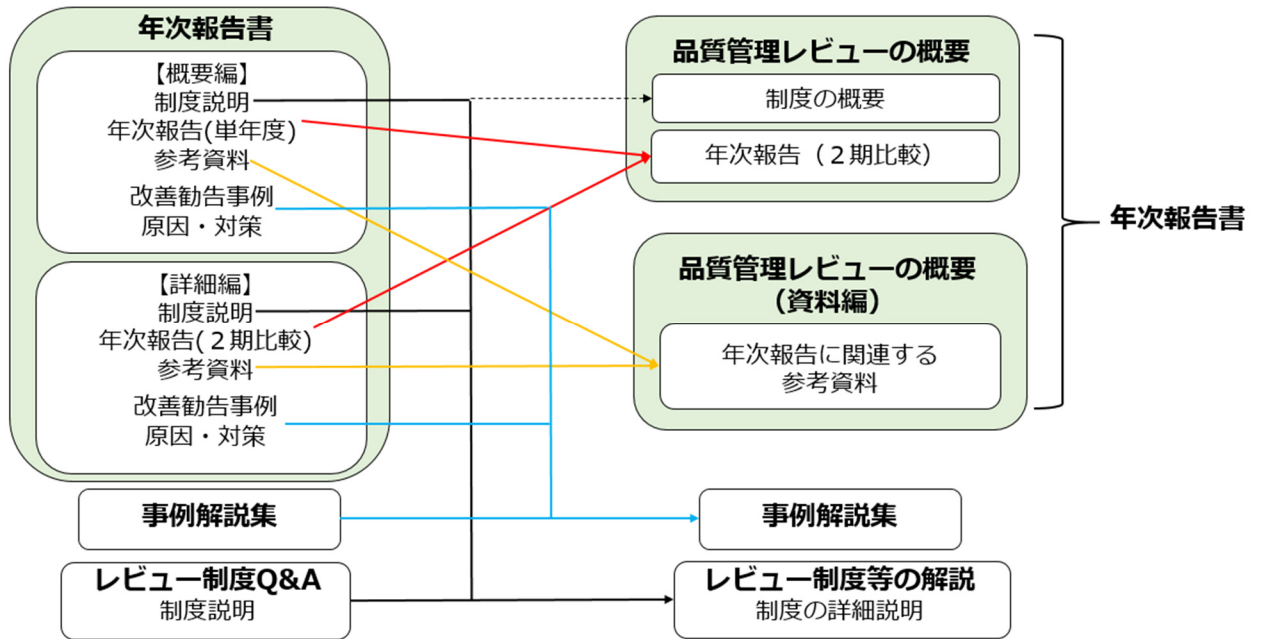
当協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会の検査が全体として最大限の効果を発揮できるよう、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模の監査事務所に対する当協会の指導・監督機能の充実等を中心に、両制度の関係について継続的に意見交換を行っている。

V. 2020 年度の活動に関する主な周知の取組

- 「2020 年度品質管理レビューの概要」及び「2020 年度品質管理レビューの概要（資料編）」、「2020 年度品質管理レビュー事例解説集」並びに「品質管理レビュー制度等の解説」の公表（予定）
- 「2020 年度品質管理レビューの概要」及び「2020 年度品質管理レビュー事例解説集」のステークホルダーへの冊子配付、アンケートの実施（予定）

なお、2020 年度の年次報告書の作成に当たっては、説明・情報の重複解消、各公表物の作成目的・位置付けの明瞭化のため構成の大幅な見直しを行うとともに、透明性向上の観点から記載内容の充実を図った。

【品質管理委員会関連公表物の構成見直し】



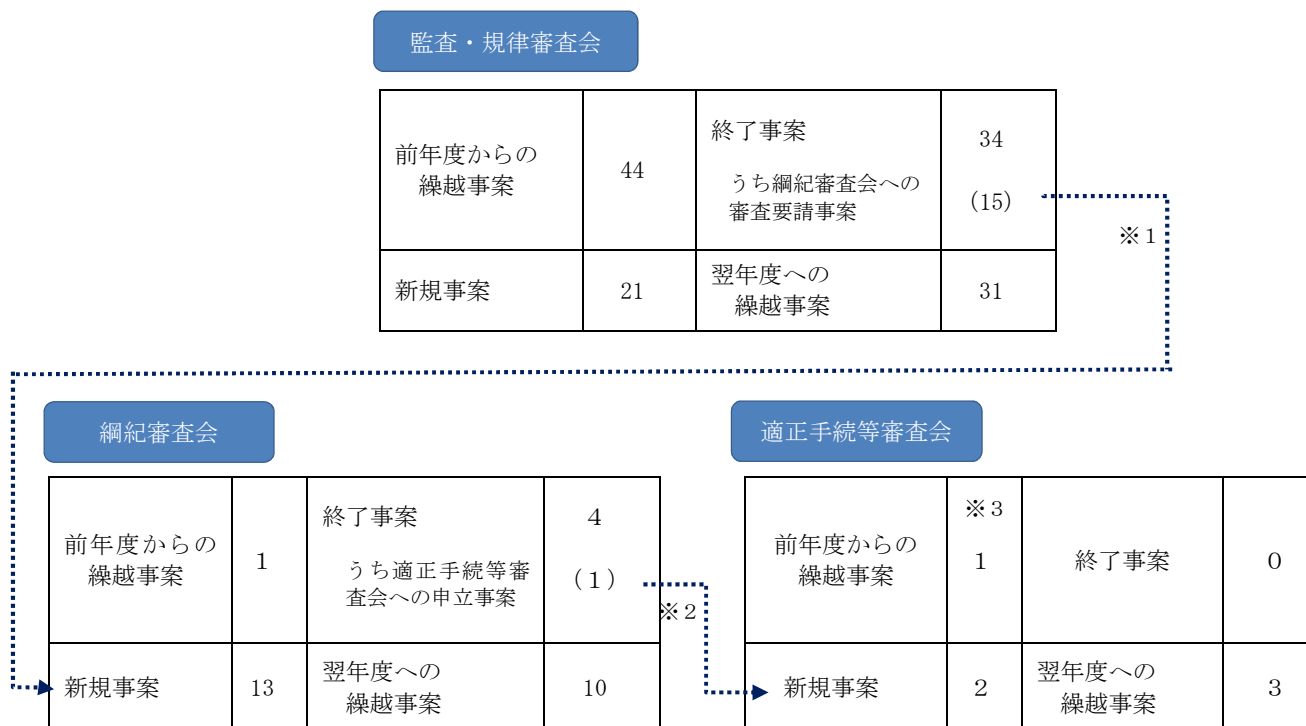
以 上

個別事案審査制度の活動概要（2020 年度版サマリー）

1. 対象時期：2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日

2. 事案調査・審議状況

(1) 概要



※ 1 監査・規律審査会での審査結果は綱紀審査会への審査要請となっておりますが、年度末時点で審査要請手続中の事案があり、件数に差異が生じています。

※ 2 綱紀審査会では事案単位で集計していますが、適正手続等審査会では一つの事案に複数の対象会員がいる場合、個別の審査申立て毎に計上しているため、差異が生じています。

※ 3 旧上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に共同で申立てのあった 2 監査事務所について、1 事案として計上しています。

(2) 監査・規律審査会における調査対象事案の選定

監査・規律審査会では、有価証券報告書の訂正情報、会社の適時開示情報、新聞報道、監査ホットラインへの情報提供等に基づき、会員の監査実施状況や倫理に関わる事項についてのモニタリングを日々実施しています。これらのモニタリングにより、監査・規律審査会として対応すべき事案を把握し、必要な調査を行っています。

(3) 審査結果の内訳

① 監査・規律審査会（過去推移は P. 12 及び P. 14 参照）

審査結果	監査・規律審査会		計
	監査事案	倫理事案	
審査終了（問題なし）	6 件	0 件	6 件
審査終了（意見付記）	2 件	0 件	2 件

改善勧告	9件	1件	10件
綱紀審査要請	4件	11件	15件
その他	0件	1件(※)	1件
計	21件	13件	34件

※：「その他」は、公認会計士法上の欠格条項該当による登録抹消等による調査中止事案

監査事案の改善勧告・指示の傾向

2020年度の監査事案の終了事案のうち、改善勧告の結論になったものは9件あり、主に次のような内容及び傾向でした。

- ・ 企業環境やビジネスの理解が十分でなかったため、リスク評価が不十分であった。
- ・ 会計上の見積り項目の監査において、見積りの不確実性に関する検討が不十分であった。
- ・ 経営者による不正に起因する訂正財務諸表に対する監査における、リスク評価や入手した監査証拠の評価が不十分であった。
- ・ 複数期間の訂正財務諸表に対する監査において、リスク評価は適切に実施されていたが、対応手続が不十分であった。

リスク評価に関しては、従来とは異なる方法での新規取引先との取引の開始に関する事項、会社が行う事業の実質的な理解に関する事項及び関連当事者との取引に関する事項の重要な虚偽表示リスクの識別において、検討に不十分な点が見られました。また、訂正報告書が提出される以前に実施された当初監査だけでなく、訂正財務諸表に対する監査においても十分なリスク評価手続が実施されていないケースが見受けられました。

② 綱紀審査会（過去推移は P. 16 参照）

審査結果	件数 (※1)	内訳		備考
		法人	個人	
懲戒処分	4件			
戒告		—	43名	
会員権停止		1法人	13名	
退会勧告		—	44名	
行政処分請求		—	38名	→適性手続等審査会へ 申立て：2名
勧告	1件	—	1名	
その他	1件	—	1名	(※2)
計	4件			(※3)

※1：処理件数はいずれも倫理事案（CPE 履行義務違反事案、会費長期滞納事案及び税理士法違反事案等）

※2：「その他」は、公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことにより、登録抹消となったため、審査を終了しています。

※3：一つの事案において、複数の関係会員が綱紀審査対象となっており、綱紀審査会で審査した結果、懲戒処分、勧告及びその他の結論が出されたため、終了事案の件数と結論の内容の件数に差異が生じています。

(4) その他の活動

① 品質管理委員会との連携

連携強化を目的として、月に1回の頻度で協議会を開催し、課題の確認や相互の報告等を行っています。

② 監査提言集の公表・事例研修の実施等による会員への指導

会員・準会員の監査業務の適切な遂行に資するよう、監査提言集の改訂公表、全国研修会の開催、実務補習所での講義及び月に1回の頻度でメールマガジンの配信を行っています。

監査提言集では、監査の実施における留意事項を取りまとめており、モニター会議でご意見を頂いているIPOに関する不正についても、新規上場を目指した架空売上計上の事案を掲載しています。新規上場に限らず、上場廃止回避のための架空売上計上や監査人の交代の事案等も掲載し、合わせて会員への注意喚起を行っています。

③ 特別調査（監査報告書の訂正に関する調査）

2020年3月期の監査報告書の記載誤りによる訂正報告書の提出が多発したことを受け、その原因等の調査を行い、会員への留意事項を取りまとめ、公表しました。

④ 現体制の運用に関する実態調査の実施

2019年7月の会則変更により特に運用変更の影響を大きく受けた監査・規律審査会の委員を対象に、会則変更後1年間の運用に関する振り返りの調査を実施しています。この調査結果により把握した問題点も踏まえ、個別事案審査制度のより円滑な運用、効果的な取組及び指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保に向け、今後必要な運用改善を図っていきます。

(5) 今後の取組

- ・ 改正制度の円滑な運用
- ・ 現場力向上に寄与する取組
- ・ 指導・監督・懲戒処分等の有効性・適時性の確保

以 上

CPE制度の在り方検討プロジェクト チームについて

2021年6月3日
自主規制モニター会議

CPE制度の在り方検討プロジェクトチームについて

- このプロジェクトチームは、義務化から約20年が経ったCPE制度について、現状の制度上及び運営上の問題を取り上げ、解決策を検討するために組成したものである。
- eラーニングの不適切な受講の発覚を契機に組成されたものであるが、それにとらわれずCPE制度全般について検討を行い、実施すべき施策として提言を行ったもの。
- これらの施策の実施については、CPE制度を所管する部署において、実施に際しての諸問題を含め、具体的な検討を行うことを想定している。

■ メンバー

- (長) 柳澤 義一 (CPE担当副会長・新創)
- 兼山 嘉人 (CPE担当常務理事・個人)
- 北方 宏樹 (総務担当常務理事・トーマツ)
- 佐藤 敏郎 (租税担当常務理事・個人)
- 椎名 弘 (公会計担当常務理事・あずさ)
- 鶴田 光夫 (実務補習担当常務理事・あらた)
- 湯川 喜雄 (士制度担当常務理事・EY新日本)
- 脇 一郎 (組織内会計士担当常務理事・個人)
- 鈴木 裕子 (理事・東陽)
- 田尻 慶太 (太陽・人事研修部部長)
- 佐藤 久史 (専務理事)

- 公認会計士の職業倫理に精通した有識者
 - 小西 範幸氏 (青山学院大学)
 - 松本 祥尚氏 (関西大学)
- 他士業の有識者
 - 椋嶋 裕之氏 (弁護士)

◆ 現状の問題意識

1. C P Eの目的やC P E制度が法定化された意義が十分に浸透していないこと
2. 全ての受講者が適切に履修することを前提にした制度の設計・運営による弊害
3. 研修効果が高く会員ニーズを反映した効果的な研修の実施
4. 公認会計士の活躍の場の広がりに伴い、求められる知識の拡大に応じた多様かつ魅力ある研修コンテンツの提供
5. デジタルテクノロジーの活用

◆ 課題とそれに対する施策①

課題	短期的施策 (1、2年の間に実施すべき施策)	中長期的施策 (広範かつ深度ある議論を経て実施すべき施策)
✓ C P Eの目的に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新しく会員登録した者に対し<u>登録時研修を行う</u>こととし、C P E制度のほか倫理関係などの制度の周知を行う。 ✓ C P E O N L I N Eにおいて、年度初めの利用時にC P Eに関する宣誓書を表示し、同意ボタンの押下を求める。 	
✓ 適切な履修管理のための制度上の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>30分以上の端数があるときは切り上げる方法は止め</u>(1時間30分の研修で2単位)、1時間=1単位とする。 ✓ 会場集合型研修会、eラーニング等の研修方法に応じ、不適切な履修とは何かを明確化するため、会則及びC P Eに関する諸規定の整備を行う。 	✓ 懲戒制度等の協会における他の制度との整合性を含め、C P E制度における措置の全般的な見直しを行う。
✓ 適切な履修管理のための運営上の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査法人における研修運営の適切性を確認するため、カリキュラム、研修計画、履修管理簿等の提出を求める。 ✓ 会場集合型研修において、所定の時間受講したことが確認できるようにするため、例えば、<u>退出時にもC P Eカードで確認する又はアンケートの提出を求める</u>などの方法を導入する。 	

◆ 課題とそれに対する施策②

課題	短期的施策 (1、2年の間に実施すべき施策)	中長期的施策 (広範かつ深度ある議論を経て実施すべき施策)
✓ 効果的な研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インタラクティブ形態の研修（例えば、ディスカッション形式の研修）の導入を推進するため、「研修スキル専門委員会」を設置し検討する。 ✓ 短い時間で受講することができ、集中力も維持できるマイクロラーニングを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受講者の反応を可視化するため、例えば、eラーニングシステムに評価機能、推奨機能、ランキング機能を追加する。
✓ 多様かつ魅力ある研修コンテンツの提供	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学、会計大学院、会計教育研修機構等の外部組織との連携を強化し、幅広い研修コンテンツを提供する。 ✓ 基準や実務指針が改正された際の研修は、起草者が結論の背景を含めた解説を行うなど講師の充実を図る。 ✓ 協会が行う研修だけがCPEの対象となるのではなく、自己の能力開発のための自己学習もCPEの対象であることを周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 研修の構成を、公認会計士として最低限必要となる基本的な科目と、会員の活動分野、経験年数、習熟度等の特性に応じた科目とに分けるなど、立体的なカリキュラム体系とするための検討を行う。あわせて、必須科目・必須単位の見直しも行う。
✓ アウトプットアプローチの活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在のインプットアプローチを維持しつつ、会場集合型研修及びeラーニングにおいて確認テストを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ eラーニングにおける確認テストの合格を前提に、一定程度早送りしての受講に対して単位認定をするための要件整備を研究する。

終わりに代えて

- 現状、試験前教育、公認会計士試験、実務補習、修了考査及びC P Eの各段階における能力開発がばらばらに運営されており、一体的・包括的な能力開発となっていない。

関係機関が集まり会議体を組成し、一体的・包括的な能力開発プログラムの設計・運営について検討する必要がある。

- 本報告書において提言した諸施策が実施されることにより、

個々の会員が継続的に自主的・能動的な能力開発を行うことを協会が支える
C P D（継続的専門能力開発）制度へと進化することを期待したい。